

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たる日は、その翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(労政訓  
練課)

◇告 示 土地改良事業計画の決定(三件)(農村整備課)  
保安林の指定の解除予定(造林課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて  
の同意を求めるための発起人の届出(水産課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等  
の一部改正

◇公 告 林業改良指導員資格試験の実施(造林課)  
砂利採取業務主任者試験の実施(河川課)

## 規 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第四十三号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の  
一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「児童相談所、精神薄弱者更生相談所、精神衛生  
センター又は精神衛生鑑定医により精神薄弱者と判定された者」を「障害  
者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条  
第四号に規定する精神薄弱者」に改め、同条第三項中「前各項」を「前二  
項」に、「精神分裂病、そううつ病又はてんかんにかかっている者」を「  
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十  
二号)第一条に規定する障害者」に改める。

第四条第二項第一号中「三千七十円」を「三千二百二十円」に改め、同項  
第二号及び同条第三項中「二千七百四十円」を「二千七百八十円」に改め  
る。

第六条第六項ただし書中「二万二千円」を「二万三千五百円」に改め、  
同項第二号中「二千四百三十円」を「三千四百二十円」に、「三千二百四  
十円」を「四千五百円」に、「四千九百五十円」を「五千四百円」に、「  
六千七百五十円」を「七千二百九十円」に改める。

第七条第二項中「九千五百円」を「九千七百円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。
- 3 この規則による改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて昭和六十三年四月一日以降の分として支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第六百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良施設整備事業日吉津地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十三年七月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び岸本町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営は場整備事業西郷中央地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十三年七月二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
河原町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池災害関連特別対策事業寺谷地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百三十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字糸白見字東山・大字須澄字家ノ谷・大字落折字坂ノ谷（以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十七号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人にならうとすることに係る届出があ

つたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項		漁業者調書の縦覧	
発起人にならうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所
東伯郡泊村大字泊一四九二 中 島 春 海 東伯郡泊村大字泊一五七〇 浜 田 勝 則 東伯郡泊村大字泊一五五八 松 田 昌 知	泊加入区	漁業災害補償 法第百四条第 二号に掲げる 漁業	泊村漁業 協同組合
			期 間
			昭和六十三年七月 一日から同月十五 日まで

鳥取県告示第六百三十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
昭和六十三年二月十九日 鳥取県指令受鳥土維第五十六号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥取市南吉方二丁目
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市片原一丁目一〇七  
有限会社海南開発  
代表取締役 森岡大之郎

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等について）の一部を次のように改正する。

昭和六十三年七月一日

鳥取県選挙管理委員長 友 松 五 郎

二の表中

倉吉市立八幡寮

倉吉市みどり町三一九

倉吉市立養護老人ホームシルバー倉吉

倉吉市清谷七三二二一

を  
ごさる。

### 公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）

第2条の規定により、昭和63年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和63年7月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。以下「大学」という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は昭和64年10月19日までに卒業する見込みの者
- (2) 短期大学又は昭和33年農林省告示第125号（森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）による農林水産大臣が指定する教育機関（以下「指定教育機関」という。）

において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、昭和63年10月20日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（以下「高等学校」という。）その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

- (3) 高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後昭和63年10月20日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの
- (4) (1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めた者

なお、(4)の認定を受けようとする者は、5により受験願書を提出する際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

- 2 試験の日時
  - 筆記試験 昭和63年10月20日（木）9時から
  - 口述試験 昭和63年10月20日（木）18時から
- 3 試験の場所
  - 鳥取市東町一丁目220
  - 鳥取県庁第15会議室、第16会議室及び第18会議室
- 4 試験の方法

- (1) 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。  
 (2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について、次の項目により行う。

必須項目	林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）普及方法
選択項目	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産、林業機械のうち一項目

- (3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。  
 5 受験手続  
 受験者は、次の(1)から(3)までに定めるところにより、受験願書を知事に提出すること。  
 (1) 受付期間  
 昭和63年8月5日（金）から8月31日（水）まで（郵送の場合は書留郵送とし、昭和63年8月31日（水）までの消印のあるものは、有効とする。封筒の表面には「願書在中」と朱書すること。）  
 (2) 提出先  
 鳥取市東町一丁目220  
 鳥取県農林水産部造林課  
 (3) 添付書類  
 ア 履歴書  
 イ 1の(1)に該当する者にあつては、大学の卒業証明書又は卒業見込

証明書

- ウ 1の(2)に該当する者にあつては、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び1の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書  
 エ 1の(3)に該当する者にあつては、高等学校の卒業証明書又は検定合格証明書及び1の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書  
 オ 写真（最近6箇月以内に撮影した正面、上半身無帽のライカ判で、無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）  
 6 受験願書等の交付  
 受験願書（履歴書及び受験資格認定申請書を含む。）は、鳥取県農林水産部造林課において交付する。  
 郵便により請求する場合は、70円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。  
 7 受験手数料及びその納付方法  
 (1) 受験手数料 2,600円  
 (2) 納付方法  
 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。  
 (3) 既納の手数料は還付しない。  
 8 合格者の公表  
 試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合格者には合格した旨を通知する。  
 9 その他  
 (1) 試験に関し不正行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857-26-7307）又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。

砂利採取法（昭和48年法律第74号）第15条第1項の規定により、昭和63年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和63年7月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試験の時間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	午前10時から 正午まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和63年7月29日（金）
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館音楽室

3 受験手続

次の書類を最寄りの土木事務所に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を

使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 5,400円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に  
はり付けること。

5 受験願書の提出期間

昭和63年7月13日（水）から同月22日（金）まで（郵送の場合は、昭和63年7月22日（金）までの消印のあるものは有効とする）。

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

7 不明な点は、最寄りの土木事務所に問い合わせること。